

鳥取県告示第506号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成24年 7月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

駒帰地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ直線に囲まれた区域並びに標柱7号から標柱13号までを順次に直線で結んだ線及び標柱7号と標柱13号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡智頭町大字駒帰字上側167地先道路	1号
八頭郡智頭町大字駒帰字上側226-4	2号
八頭郡智頭町大字駒帰字上側224	3号
八頭郡智頭町大字駒帰字上側215	4号
八頭郡智頭町大字駒帰字上側174	5号
八頭郡智頭町大字駒帰字上側171地先道路	6号
八頭郡智頭町大字駒帰字上側203	7号
八頭郡智頭町大字駒帰字扇畑455-2	8号
八頭郡智頭町大字駒帰字上へ側上エ460-1	9号
八頭郡智頭町大字駒帰字前側62地先無地番	10号
八頭郡智頭町大字駒帰字前側65-2地先河川	11号
八頭郡智頭町大字駒帰字前側69地先水路	12号
八頭郡智頭町大字駒帰字上側176-1地先道路	13号